

支援金とは——社会保険料との違い

昨年6月の「こども未来戦略方針」において検討課題とされていた「こども・子育て支援金制度」が昨年末に策定された「こども未来戦略」で明らかになった。今後、通常国会に関連法案が提出され、成立すれば2026年度から支援金の徴収が始まる。それによれば、医療保険の被保険者や企業から支援金の拠出（約1兆円）を求める一方、既定予算の活用等（約1.5兆円）、医療・介護等の社会保障制度の歳出改革等（約1.1兆円）と賃上げによって、実質的な負担増を回避するという。歳出改革等による公費の節減や社会保険負担の軽減にどれだけ期待してよいのかなど、不安は拭えないが、こども・子育て支援の新たな枠組みとして注目されよう。

支援金制度に対する世間の受け止め方はどうか。子育て世代には朗報であることには違いないが、物価上昇が収まらないなかで、現役世代は実質賃金が低下し、高齢世代もマクロ経済スライドによる年金額の抑制が重なり、素直には受け入れ難いという人が少なくないのではないか。「少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組み」であるという支援金制度の理念と制度の枠組みについて、わかりやすく丁寧に説明し、理解を求める必要がある。

制度の仕組みについては、これまで有識者の中にあっても以下のような誤解にもとづく批判があった。たとえば、支援金は医療保険料の流用だという批判があったが、医療保険料とあわせて徴収されるとはいえ、支援金は医療保険料とは別の拠出金だから、この批判は当たらない。既存の制度でも、厚生年金の保険料徴収システムを活用して、事業主から保険料とは別にこども・子育て拠出金を徴収しているが、これを年金保険料の流用だとは誰も言わない。また、こどもを産み育てることにもなる所得喪失や支出増加は、偶発的なリスクの発生を保険事故としてリスク分散を行う社会保険に馴染まない、という批判もあった。これは、支援金と社会保険料の混同によるものである。支援金は、徴収システムとして医療保険制度を活用するものの、「こども保険」構想のような社会保険の枠組みの下で保険給付の対価として徴収される保険料ではない。

支援金を充当する制度としては、出産・子育て応援交付金の制度化、共働き・子育てを推進するための経済支援、こども誰でも通園制度、児童手当が予定されており、これらは支援金の拠出の有無に関わりなく提供される。それゆえ、医療保険料が未納であれば支援金も未納になるが、その場合でも制度の利用が制限されるわけではない。つまり、支援金には社会保険のような給付と負担の対応関係がなく、その意味では支援金は税と類似するが、用途がこども・子育て支援に特定されていることが税との違いである。一方、社会保険料と比較すると、支援金は給付と負担の関連性がなく運用の自由度が高いことから、税や社会保険料と併用して弾力的な運用が可能になるが、制度間の整合性に留意するなど、節度ある運用に努める必要があろう。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

